

# 債務保証および保証類似行為にかんする会計問題

—— 日本公認会計士協会監査委員会報告第61号をめぐって ——

## Two Faces of Liability on Guaranty Procedure in Japan and Accounting Valuation Issues

星 野 一 郎  
Ichiro Hoshino

### 要 約

本稿は、日本公認会計士協会が1999年に公表した監査委員会報告第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」をめぐって、おもに建設業において問題となる債務保証および保証類似行為について考察している。この監査委員会報告を中心に、債務保証等の範囲と定義、および、債務保証損失引当金と注記表示をめぐる会計規定を紹介し、その問題点を検討している。そして、保証主体と保証客体との関係を、親会社・子会社という関係と購買者・販売者という関係に分け、それぞれの関係における負債性の認識とその背景を論じている。さらにわが国における債務保証に関係した制度を紹介したうえで、それぞれの制度における経済的意義と会計的問題を考察している。

キーワード：債務保証、保証類似行為、保証予約、経営指導念書、債務保証損失引当金、親会社・子会社（関係）、購買者・販売者（関係）、信用保証、前払金保証、取引信用保険、中小企業倒産防止共済

### はじめに —問題意識と研究対象—

債務をめぐる保証行為は日常的にみられるものであるが、そのじつ不明確な行為である。というよりも、そうゆう性質を有するがゆえに、こうした行為の意味があるともいえよう。このようなあいまいさを排除したいのであれば、保証などせずに、出資なり現金取引をおこなえばよい。こうしたことをおこなわないのは、保証という行為のあいまいさに利点があるからである。

保証という行為は「黒子」としての特性を有している。ここで「黒子」というのは、保証の前提となる取引が順調に遂行されていれば、保証という行為の直接的な作用が働くことはないという意味である。

結婚における仲人の役割について簡単に検討する。仲人は結婚に至る過程において重要な役割を果たす。そもそも結婚を成立させるときに、しかも古典的な結婚にかんしては、仲人の肩書や人格が大きな役割を演じるケースがある。ここで肝要なのは仲人の「信用」であり、その意味で肩書は「信用」のパラメーターである。

結婚においては、通常、仲人はいずれかの婚約

者またはその親と一定の親密な関係にあることが多い。こうした関係があるからこそ、他方の婚約者およびその親は安心して婚約・結婚することができるのである。婚約を順調になすために、仲人はその機能を果たしている。仲人がなしている機能は、一種の媒介・仲介であり、また一種の保証である。

婚約、結婚、そして離婚に至る一連の過程——もちろん、離婚に至らない場合もあろうが——は、保証の前提となる取引あるいは状態、債務保証等、そしてその保証の履行に至る一連の過程——もちろん、保証の履行に至らない場合もあろうが——と類似した特性を有する。一般の人間にとってより日常的という意味で、結婚において仲人が果たす役割を債務保証のそれにあてはめることによって、より説得力のある説明が可能と思われる。

仲人は一種の媒介者として機能しているわけであるが、その機能の程度は時代と地域によって異なるものである。本稿は仲人についての論考ではないが、そのあらまはつぎのようになる。すなわち、仲人はたんなる媒介者でなく、正当な婚姻

として地域や親族、その他当事者の属する諸集団において承認をえるための、家の代表者として、また証人として、さらに新夫婦の指導、後見としての役割が期待されているのであり、そのため仲人には、当該社会の規範によってふさわしいとされる社会的地位や経済力などが要求されたと考えられる<sup>1)</sup>。このような仲人についての説明のうち、その一部を経済用語や会計用語に置き換えれば、債務保証の説明の用をなすであろう。

企業会計では、一般的に、おもに2者間での取引あるいは事象が問題となるのに対して、債務保証においては、通常、3者間での関係が問題となるという特性がある。一般に、2者間の関係よりも3者間のそのほうが複雑である。加えて、保証について問題をより複雑なものにしているのは、単純または純粹の保証行為のほかに、あいまいな保証類似行為が実務上普及していることである。

このような保証行為および保証類似行為の特性のためもあり、従来こうしたテーマが研究対象として取り上げられることは稀であった。ところが、ここ数年来のわが国経済が直面した不良債権問題とおもにそれに起因する経済不況のために、いやがうえにもこのテーマに注目せざるをえない状況となった。近時わが国で問題となる経済不況では、金融機関が問題となることが多いが、建設業および不動産業も深刻な影響を受けている。

わが国建設業および不動産業は、多層的な下請け構造のもとにあり、また、一部に前近代的な慣行をあわせ持つ特徴を有している。これらの特徴に関連して、これら業界では、その下請け企業あるいは関連企業等に対する保証行為が頻繁におこなわれている。

建設業および不動産業では、その事業の特性から、非常に多量の不動産を保有している。したがって、ここ十数年来の不動産価格下落の影響をとくに強く受けている。さらに、これら業界においては、不動産が会計上の棚卸資産として計上されているという特徴がある<sup>2)</sup>。

建設業および不動産業は、非常に大きな政治的・経済的影響力を有している。このことは、ある程

度万国共通ではあるが、わが国においてはとくにこの傾向が顕著である。建設業は経済的に裾野が非常にひろい産業である。建設業では、数多くの商製品を大量に使用・消費し、その経済的な波及効果が大きい。また、とくにわが国では、他の先進国とは異なり、政府支出に占める公共事業の割合が高いという事情もあり、これら業界が有する政治力も大きいと考えられる。

こうした経済的特性を有する業界で問題となる債務保証等をめぐる会計問題については、従来、日本公認会計士協会の業種別監査委員会研究報告<sup>3)</sup>第2号「建設業における債務保証及び保証類似行為に関する会計処理及び表示について」——以下、この報告を「報告第2号」という——が1998年2月16日に公表されている。これに引き続き、日本公認会計士協会では、建設業を含むすべての監査対象企業に対するものとして、これら行為の会計処理および表示にかんする実務上の具体的な考え方とその取扱いを明らかにし、さらに監査上留意すべき事項を掲げる実務上の指針として、監査委員会報告第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」——以下、この報告を「報告第61号」という——を1999年2月22日に公表した。

このような債務保証および保証類似行為をめぐる会計問題が注目されるようになったのには、バブル経済の崩壊によって株価および地価が大幅に下落し、これを背景とする景気低迷が日本経済に暗い影を落としているという状況がある。この問題は、不良債権を抱えた金融機関に多大な影響を与えるいっぽう、与信を受けている事業会社の経営にも重くのしかかっている。このような経済環境にもとで、昨今、建設業を営む上場企業（ゼネコン）のうち何社かが会社更生法の適用を申請し、会社更生法適用申請前の公表財務諸表と債権者説明会に提出された財務諸表との間の財政状態の乖

2) こうした販売用不動産に対する評価問題（とくに時価評価にかかるもの）についてはつぎの文献を参照のこと。星野一郎「販売用不動産等に対する『時価評価』とその影響——強制評価減にかんする会計的評価——」『広島大学経済論叢』2000年11月、11-39頁。

3) この「報告」は、日本公認会計士協会の規定上、「委員会答申等取扱細則第8条第4項に基づき会員の業務の参考に資するもの」という位置づけを与えられたものである。

1) 植松明石「仲人」、『平凡社 大百科事典』平凡社、1985年、第11巻の98頁。

離がクローズアップされた<sup>4)</sup>。

こうした事情に加えて、少なくとも1997年当時の実務においては、財務諸表の注記の対象となる債務保証の範囲の解釈に相違があり、債務保証損失引当金の会計処理にかんする考え方にも相違がみられたため、債務保証および保証類似行為にかかる会計処理および表示にはかなりのばらつきがみられたという事情もある<sup>5)</sup>。このような事情のために、債務保証の金額がとくに大きい業種・業態においては、その財務諸表を適切に比較することが困難となってしまった。

本稿では、この「報告第61号」をひとつの素材として、債務保証等をめぐる理論構築を意図しており、同時に、わが国建設業および不動産業におけるこれらの問題の検討によって、日本経済の会計的特性を究明することを意図している。常識的に予想されるように、これら2点の目標の達成は困難であると考えられるが、本稿をそれに向けてのワンステップと位置づけることとしたい。

## Ⅰ. 債務保証等の範囲と定義

### 1. 債務保証にかんする既存の規定

企業会計上、債務保証に関連するものについては、財務諸表等規則および商法計算書類規則においてつぎのように規定されている。それはおもに財務諸表における注記にかんするものである。

財務諸表等規則第58条では、「偶発債務は、注記しなければならない」とされ、また、財務諸表等規則取扱要領第146においては、「規則第58条の偶発債務とは、債務の保証、引渡済の請負作業又は売渡済の商品に対する各種の保証、係争事件に係る賠償義務、先物売買契約、受注契約その他現実に発生していない債務で将来において当該事業の負担となる可能性のあるものをいう」としている。そして、同取扱要領第147では、「規則第58条の規定による注記は、当該偶発債務の内容（債務の保証については、その種類及びその保証先、係争事件に係る賠償義務については、当該事件の概

要及びその相手方等）を示し、その金額を注記するものとする」とし、さらに第148では、「偶発債務で重要性のないものについては、注記しないことができるものとする」と規定している。

商法計算書類規則第32条では、「債務保証、手形遡及義務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる義務は、注記しなければならない。ただし、負債の部に計上するものは、この限りでない」と規定するとともに、同第47条第1項第5号において、附属明細書に保証債務の明細を記載することを求めているが、同時に同条第2項では、それが重要でないものは一括して記載することができる」と規定している。

このように、既存の規定においても、債務保証等についてはその内容等を注記しなければならないとする定めが存在している。しかしこれらの規定は、他の多くの規定がそうであるように、実務上の詳細な取扱いまでも定めたものではない。そこで、多くの公認会計士は現場での判断に迷う事態が生じた。そのために日本公認会計士協会がそうした際の判断の拠り所となる指針を定める必要が生じたのである。

さらに、こうした債務保証にかんして、最近の実務においては、金融機関と保証人との間の契約等が保証類似行為（保証予約または経営指導念書等の差入れ）としておこなわれている場合が少なからず存在する。このような保証類似行為を債務保証の注記の対象とするか否かについて、実務上必ずしも明確にされておらず、また、保証債務の履行にともなって損失の発生が予想される場合の会計処理および表示についても具体的な取扱いは示されていなかった。こうした事態に対処するために「報告第61号」が作成・公表された<sup>6)</sup>。

### 2. 「報告」が定める注記すべき債務保証等の範囲

これら2つの「報告」の規定によると、債務保証とは、主たる債務者が債務を履行しない場合に、保証人が当該債務を履行する責任を負うことによって債権者の債権を担保するものである<sup>7)</sup>。このような一般的な債務保証よりも会計上より問題とな

4) 「報告第2号」の第2項。この「報告第2号」も述べているが、こうした乖離が生じた原因として、債権者説明会に提出された財務諸表における資産の評価基準が継続企業を前提とした資産の評価基準と異なること、および保証債務等が負債の部に計上されていることなどが挙げられる。しかし、このような乖離の根本的原因をこれだけに限定してよいか疑問である。

5) 「報告第2号」の第3項。

6) 「報告第61号」の1。

7) 「報告第61号」の2。

るのは、建設業に特有の保証契約と保証類似行為である。

## 2.1. 建設業に特有の保証契約

債務保証および保証類似行為は、親会社の子会社の借入金に対しておこなう場合が一般的であるが、建設業に多くみられる特徴としては、建設会社が工事受注獲得のため、発注者の開発プロジェクト資金の借入に対して債務保証または保証類似行為をおこなうこと、工事完成保証やマンションの前金保証をおこなうことなどが挙げられる。また、建設業の場合、債務保証または保証類似行為の金額が一般に多額であること、そして主たる債務者のなかには比較的財政基盤が弱い会社が含まれていることなどの特徴も挙げられる<sup>8)</sup>。

ここでとくに留意すべき特徴的な点は、工事受注獲得のために債務保証がおこなわれていることである。こうした債務保証は、一種の「営業戦術」としての側面を有するものである。また、発注者の開発プロジェクトとの関連からすると、このとき建設会社は、当該プロジェクトに対する実質的な審査を実行している可能性があるという点において、金融機関と類似した機能を果たしているといえる。

工事完成保証とは、同業他社が受注した請負工事の完成を当該工事の発注者に保証する契約であり、工事受注会社が倒産などの事由により工事を継続することができなくなった場合、工事完成保証をおこなった会社が工事受注会社にかわって未完成部分の工事を施工し、工事を完成させる契約である。工事完成保証の履行をした場合、工事完成までの費用を負担することになるが、いっぽうで会社が施工した工事については、対応する工事代金を発注者から受領するため、通常、工事代金を回収することができる。このため、建設業においては工事完成保証を注記すべき偶発債務として実務上取り扱っていないので、「報告第2号」ではこれを取り上げていない<sup>9)</sup>。

マンションの前金保証は、マンション分譲業者が建物完成前に販売を開始し物件購入契約者から手付金を徴収する場合、不測の事態によりマンショ

ン建設が不能になったときにマンション建設の請負会社が購入契約者の手付金の返済を保証する契約である。これは他の債務保証と同様に考えることができる。このような理由から、「報告第2号」においては、工事発注先への債務保証、マンションの契約手付金の返済保証については、一般の債務保証と同様に考えている<sup>10)</sup>。

## 2.2. 保証予約の範囲と定義

「報告第61号」によると、財務諸表において注記の対象とする債務保証には、通常の債務保証のほか、保証予約と経営指導念書等の差入れという保証類似行為があるとされるが、まず、保証予約について検討する。保証予約とは、将来において保証契約の成立を約束する契約のことであり、それにはつぎの形態のものがある<sup>11)</sup>。

### (1) 停止条件付保証契約

これは、保証先の財政状態が悪化した場合等の一定の事由を停止条件とし、それが生じた場合に自動的に保証契約が効効する契約である。

### (2) 予約完結権行使型保証予約

これは、債権者による予約完結権（保証契約を成立させる権利）の行使により、保証予約人の承諾を必要とせず自動的に保証契約が成立する予約契約である。

### (3) 保証契約締結義務型保証予約

これは、債権者から保証契約締結の請求を受けた場合に、保証予約人が保証契約を締結する義務を負うこととなる予約契約である<sup>12)</sup>。

「報告第61号」によると、これら3タイプの保証予約にかんする注記の取扱いをつぎのように定めている。

停止条件付保証契約と予約完結権行使型保証予約については、債務保証と法形式上は異なっているものの、実務における法律的效果や経済的実態はおおむね同一の性格を有するものと考えられるため、債務保証に準じるものとして注記の対象に含める<sup>13)</sup>。

8) 「報告第2号」の第13項。

9) 「報告第2号」の第14項。

10) 「報告第2号」の第14項。

11) 「報告第61号」の2の(1)。

12) 保証契約締結義務型の保証予約には、保証契約の効力発生を一定の条件、「債務者または保証人が銀行取引約定書5条1項・2項の各号の一つにでも該当したとき」にかかわらず、この条件が成就されれば保証契約はその効力を生ずる方式であるという特徴がある。

谷 啓輔「保証の予約（債権保全型）」、石井眞司「新銀行実務判例総覧」経済法令研究会、1997年、561頁。

13) 「報告第61号」の2の(1)の1)。

これに対して、保証契約締結義務型保証予約については、保証予約人は、法律上は保証契約成立について承諾する義務を負うにすぎず、承諾の意思表示をおこなわないかぎり保証は成立しないものであるが、債権者である金融機関等との取引関係を維持する等の理由により、現実には保証契約を締結せざるをえないのが通常であることから、原則として、他の保証予約と同様に、債務保証に準じるものとして注記の対象に含める<sup>14)</sup>。

結局、保証予約については、その形態のいかんを問わず、その経済的実態から判断して、債務保証に準じるものとして注記の対象に含められる。ただし、保証予約は債務保証の「前段階」にあるものと考えられるので、債務保証と同様に注記対象にするにしても、それらは表示上区別する必要があると思われる。

### 2.3. 保証予約についての法的考察

保証予約とは、将来、保証契約（本契約）を締結すべき債務を生じさせる契約を指す。保証予約には、銀行が保証予約者として保証予約契約上の債務者となる場合と、銀行が主債務者に対する債権保全手段として、第三者を保証予約者の地位にあらかじめ就任させ、将来必要な時期にその者を保証人に昇格させるべく保証予約契約を締結しておく場合とがある<sup>15)</sup>。

#### (1) 債権保全型の保証予約

債権保全型の保証予約とは、銀行の債権保全を主たる目的とする保証予約である。ここで保証人は、債権者と主債務者間の関係が順調に推移し、債務が完済されれば出番がないままに終わってしまう。このため、保証債務は偶発債務の一種として会計上も位置づけられており、主債務者が履行遅滞に陥り、保証人が債務者にかわって履行しなければならぬ事態が発生するか否か、予測のかぎりではない。したがって、本契約としての保証契約とその準備契約としての保証予約との間には、実質的な差はなく、同じ機能を果たしているといえる。それにもかかわらず、わざわざ保証の予約という構成をとる実際上の利益は、保証する企業側にあるといわれている。とくに、企業が海外で

の無担保転換社債やコマーシャル・ペーパーの発行による資金調達を意図している場合は、海外アナリストの財務分析に耐えるために、保証などの偶発債務勘定を極力オフバランスにする必要がある。また、親会社とその経営がいまだ軌道に乗っていない子会社のために保証する、この点はよいとして保証料までとるのは酷な場合もある。こうした事情から、保証の先駆段階としての保証予約が利用されている<sup>16)</sup>。

#### (2) 支払承諾型の保証予約

債権保全型の保証予約に対して、**支払承諾型の保証予約**がある。こうしたタイプの保証予約の具体例として、日本放送協会（NHK）による放送会館敷地・建物（東京都千代田区内幸町）入札のケースがある。このケースにおいては、その保証予約書に明定されていたわけではないが、応札者が多数であれば落札の可能性が少なくなる。代金支払を要するのは落札者にかぎられるから、その落札者の取引銀行から支払保証を徴すればそれで十分であるが、前もって入札希望者全員の取引銀行から一札とっておかないことには債権者たるNHKは安心できない。最高入札価格によって落札者が決定しても、それから取引銀行に保証を依頼するようなことでは、銀行の意向いかんでは、はたして保証してもらえるかどうかわからないからである<sup>17)</sup>。

### 2.4. 経営指導念書等の範囲と定義

保証予約以外の保証類似行為として、経営指導にかんする念書等（以下「経営指導念書等」という）の差入れがある。経営指導念書等とは、一般に、子会社等が金融機関等から借入れをおこなう際に、親会社等としての監督責任を認め、子会社等の経営指導などをおこなうことを約して金融機関等に差し入れる文書をいい、実務的には、経営指導念書、念書、覚書、レター・オブ・アウェアネス、キープウェル・レター等の標題により作成されている。ただし、標題によりその記載内容が画一的に判断できるものではなく、またなかには、標題そのものが付されていないものもあるので、その存在の把握に留意する必要がある<sup>18)</sup>。

14) 「報告第61号」の2の(1)の2)。

15) 谷 啓輔，前掲論文，561頁。

16) 同上論文，561頁。

17) 谷 啓輔「保証の予約（支払承諾型）」，石井真司「新銀行実務判例総覧」経済法令研究会，1997年，564頁。

18) 「報告第61号」の2の(2)。

経営指導念書等の記載内容は、たんに道義的責任のみを負うものから、親子会社関係等の保持、経営支援、子会社等の健全な財政状態の維持等を約束するもの、子会社等の債務不履行の場合には親会社等が債務保証義務、損害担保義務等を負担するものまで様々である。経営指導念書等において子会社等の債務不履行の場合に、親会社等が債務保証義務、損害担保義務等を負担する旨の明確な記載がなくても、現実には、当該経営指導念書等に差し入れられていることに起因して、実質的に保証契約と同様の効果をもたらされることもある。実務上は、保証契約または保証予約契約と同様の効果を期待したうえで、経営指導念書等の差入れがおこなわれることも少なくない。このような状況に鑑み、記載内容に基づく法的効力が保証契約または保証予約契約と同様と認められる経営指導念書等の差入れについては、債務保証または保証予約の取扱いに準じるものとされる<sup>19)</sup>。

記載内容に基づく法的効力が保証契約または保証予約契約と同様と認められるもの以外の経営指導念書等の差入れにかんしても、債権者との関係および経営指導念書等の差入れの経緯その他の状況から、実質的に、債務保証義務または損害担保義務を負っていると認められるものまたは保証予約と同様と認められるものについては、債務保証に準じるものとして注記の対象に含めるとされる<sup>20)</sup>。

これに対して、「債務会社の経営については、当社（親会社の場合が多い）が責任をもって指導と監督に当たり、貴行には一切ご迷惑を掛けないように致します」といった内容の経営指導念書等について、法律的には、親会社の子会社に対する指導・監督責任を表明した文書で、銀行の精神的負担をいくらか軽減する作用は認められるものの、それ以上の法的意味を持たないとする見解もある<sup>21)</sup>。

巷間いわれるように、経営指導念書等には、これらのほかに、たとえば営業担当者等がその名刺の裏に経営指導的あるいは債務保証的な内容を記したものが存在するといわれる。こうした名刺等を会計上どのように認識すべきかという問題があ

る。いわゆるバブルのときには、建設会社の営業担当者はバブルの永続を単純に信奉して——あるいはそうしたふりをして——こうした名刺等を作成し、またそれを受け取った者も同様の考えであったと推測される。これらの名刺を一律に経営指導念書等としてあつかうことは、不可能あるいは不合理であろう。一般的、抽象的にいえば、その記述内容および営業担当者の職位などにより、その「負債性」を個別に判断すべきであろう。

## II. 債務保証損失引当金と注記表示

引当金計上の対象となる債務保証および保証類似行為にともなう損失は、それらにかかる義務の履行により発生した求償権の回収不能見込額であるから、その認識・測定は貸付金等についての貸倒引当金の認識・測定と基本的には変わらないと考えられる。したがって、貸倒引当金にかんする考え方が債務保証損失引当金についても援用できると思われる<sup>22)</sup>。

一般事業会社における求償権（債権）の回収可能性の判断にあたって、適用可能であれば、銀行等金融機関が採用している資産の自己査定に基づく債権分類（正常先債権、要注意先債権、破綻懸念先債権、実質破綻先債権、破綻先債権）を基礎とした貸倒引当金等の計上の考え方を援用するのが適切であるとされる<sup>23)</sup>。主たる債務者が実質破綻先、破綻先に分類される場合は当然のこと、破綻懸念先に該当するような状況になった場合は、債務保証損失引当金の計上時期と計上金額を検討することが必要になろう<sup>24)</sup>。

### 1. 債務保証損失引当金の計上基準

主たる債務者の財政状態の悪化等により、債務不履行となる可能性があり、その結果、保証人が保証債務を履行し、その履行にともなう求償債権が回収不能となる可能性が高い場合で、かつ、これによって生ずる損失額を合理的に見積もることができる場合には、保証人は、当期の負担に属する金額を債務保証損失引当金に計上する必要がある<sup>25)</sup>。

19) 「報告第61号」の2の(2)。

20) 「報告第61号」の2の(2)。

21) 谷 啓輔，前掲論文（債権保全型），562頁。

22) 「報告第2号」の第22項。

23) 詳しくは、日本公認会計士協会の銀行等監査特別委員

会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」を参照のこと。

24) 「報告第2号」の第24項。

25) 「報告第61号」の4の(1)。

具体的には、主たる債務者が、法的、形式的な経営破綻の状態にある場合のほか、法的、形式的な経営破綻の事実は発生していないものの深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況であると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている場合、および経営破綻の状況にはないが経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が高いと認められる場合には、債務保証損失引当金の計上対象となる<sup>26)</sup>。

保証債務を履行し、その履行にともなう求償債権が回収不能となる可能性を判断する場合には、個々の主たる債務者の財政状態等について、その状況、財政状態悪化の原因、再建計画による業績の回復可能性、親会社等の支援状況、銀行等金融機関からの融資の状況、今後の資金繰りの見通し、担保の状況およびその処分見込、他の保証人の負担能力等を総合的に判断する必要がある<sup>27)</sup>。

こうした実務を適切におこなうためには、債務保証または保証類似行為の相手先明細を基礎として相手先の財政状態を定期的に調査する等の管理体制を日常的に確立しておく必要がある。また、引当金設定後の毎決算期における見直しおよび引当金等の金額を決算日に遡及して見直す必要のある後発事象（主たる債務者の倒産等）かどうかを確認する場合にも、債務保証および保証類似行為の管理体制の整備が必要となる<sup>28)</sup>。

ここにおいては、金融機関がその融資先の財政状態等を定期的あるいは臨時的にモニタリングするのと同様に、建設会社等においても、その保証先のそれをモニタリングする必要がある。こうしたモニタリングを適切に実行するためには、当然、そのための組織的な管理体制の確立とその的確な運用が重要となる。このような体制があってはじめて、債務保証の適切な管理が可能となり、また、債務保証損失引当金の合理的な設定・計算が可能となるのである。

## 2. 債務保証損失引当金の計上額

債務保証損失引当金は、債務保証の総額から、

主たる債務者の返済可能額および担保により保全されている額等の求償債権についての回収見積額を控除した額を計上する<sup>29)</sup>。

損失見込み額は、主たる債務者の財政状態、担保価値の評価、プロジェクトの損益の見込み、他の保証人の負担能力の評価等を総合的に判断して算定するが、その損失見込額には幅が生ずる場合が少なくない。このような場合、その見積損失額のなかからもっとも合理的な金額を算定して債務保証損失引当金を計上する必要がある。なお、債務保証損失引当金の計上額は、主たる債務者の財政状態等に対応して、決算期ごとに見直す必要がある<sup>30)</sup>。

貸倒引当金の計上額算定においても数多くの困難をともなうであろうが、おそらく、債務保証損失引当金のそれにおいてはいつそう多くの問題が生じると考えられる。それは、考慮すべき要因が多数にのぼることと、その損失の発生が間接的であることなどに起因すると思われる。ここで間接的というのは、この損失が主たる債務者の財政状態等のみでなく、他の保証人の負担能力や当該プロジェクトの評価をも考慮する必要があることを意味する。

債務保証損失引当金を計上した保証先の債務不履行により、債権者に対して保証債務を履行した場合、または保証債務の履行を請求された場合には、債務保証損失引当金の目的取崩となるが、通常、保証債務の履行にともない、主たる債務者に対して求償債権が生じるため、目的取崩に対応する損失は求償債権に対する貸倒引当金繰入額または貸倒損失として発生する。この債務保証損失引当金の目的取崩と貸倒引当金繰入または貸倒損失処理は一連の会計処理と考えられるため、原則として、債務保証損失引当金の目的取崩額と貸倒引当金繰入額または貸倒損失とは、相殺後の純額で表示する。この場合、相殺する対象は個別の相手先とし、引当金明細表において、両者を相殺した旨および当該貸倒引当金繰入額を記載するものとする<sup>31)</sup>。

26) 「報告第61号」の4の(1)。

27) 「報告第61号」の4の(1)。

28) 「報告第2号」の第29項。

29) 「報告第61号」の4の(2)。

30) 「報告第61号」の4の(2)。

31) 「報告第61号」の4の(4)の④。

表1 損失発生の可能性と損失金額見積りの可能性との関連性

損失発生の可能性の程度	損失金額の見積りが可能な場合	損失金額の見積りが不可能な場合
①高い場合	● 債務保証損失引当金を計上する。	● 債務保証の金額を注記する。 ● 損失の発生の可能性が高いが損失金額の見積りが不可能である旨、その理由および主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。(注)
②ある程度予想される場合	● 債務保証の金額を注記する。 ● 損失発生のある程度予想される旨および主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。	● 債務保証の金額を注記する。 ● 損失発生のある程度予想される旨および主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。
③低い場合	● 債務保証の金額を注記する。	● 債務保証の金額を注記する。

(注) 損失の発生の可能性が高く、かつ、その損失金額の見積りが不可能な場合は、通常きわめてかぎられたケースと考えられる。主たる債務者が経営破綻または実質的な経営破綻に陥っている場合には、必要額を債務保証損失引当金に計上することになる(「報告第61号」の4の(3))。

### 3. 引当金の計上と注記との関係

保証債務の履行にともなう損失発生の可能性は、①高い場合、②ある程度予想される場合、③低い場合があり、また、それぞれ金額の見積りが可能な場合と不可能な場合がある<sup>32)</sup>。

保証債務の履行にともなう損失発生の可能性が高く、かつ、金額の見積りが可能な場合には、債務保証損失引当金を計上しなければならない。いっぽう、損失発生の可能性が高いが金額の見積りが不可能な場合、および損失の発生がある程度予想される場合には、その旨、主たる債務者の財政状態(大幅な債務超過等)、主たる債務者と保証人との関係内容(出資関係、役員への派遣、資金援助、営業上の取引等)、主たる債務者の債務履行についての今後の見通し等、その状況を適切に説明するために必要な事項を追加情報として注記する。損失発生の可能性が高いが金額の見積りが不可能な場合には、これらの注記に加えて、金額の見積りが不可能な理由を注記するものとする<sup>33)</sup>。

こうした保証債務の履行にともなう損失発生の可能性の程度と債務保証損失引当金および追加情報との関係をまとめると、表1のようになる<sup>34)</sup>。

このような関連性については、つぎのような問題点が指摘できる。それは、この枠組みでは、債務保証損失引当金の設定という会計処理がおこなわれるのは、①の損失発生の可能性が高く、かつ、

その損失金額の見積りが可能な場合にかぎられるという点である。この点に関係して、損失発生の可能性が高いという①と、それがある程度予想されるという②との関係あるいは相違点が問題となる。もちろん、こうした損失発生の客観的かつ合理的な算定は困難なことが多いであろう。しかしそのために、実質的には、①であるにもかかわらず、それが②とされるケースが多くなると予想される。②の定義あるいは解釈にも依存しようが、損失金額の見積りが可能であれば、②の場合にも、債務保証損失引当金の計上が適当と考えられる——表1の(注)にもあるとおり、「報告第61号」の4の(3)は、このケースを通常きわめてかぎられたものとしてはいるが——。

また、損失金額の見積りが可能な②の場合に、注記表示という規定の存在によって、その経済的実態以上に①とされることが少なくなる可能性がある——したがって、②とされることが実態以上に増加する可能性がある——。これは、会計処理と注記開示をめぐる会計規定が不適切なために、企業経営者の会計行動が望ましくない方向に誘導されるという現象である。この現象はいわば「会計規定による誘導現象」である。

それでは、損失金額の見積りが不可能な場合というのは、どのようなケースを想定しているのだろうか。このケースでは、その見積りがたんに不可能なのではなく、客観的かつ合理的な算定が困難なのであろう。たとえそうだとすると、①の損失発生の可能性が高いときに、その損失金額の見積りが不可能な場合というのはどのような状態

32) 「報告第61号」の4の(3)。

33) 「報告第61号」の4の(3)。

34) 「報告第61号」の4の(3)。



であろうか。損失発生の可能性が高いのであれば、その損失金額を見積る必要性は会計上きわめて高いとみるのが合理的と考えられる。したがって、この場合にも、債務保証損失引当金の計上が適当であると思われる。ここにおいても、さきの「会計規定による誘導現象」が発生する可能性がある。

#### 4. 債務保証の注記にかんする取扱い

財務諸表における債務保証の注記にかんしては、原則として、すべての債務保証について保証先ごとに総額で表示する<sup>35)</sup>。「保証先ごとに総額」という原則に留意する必要がある。債務保証の内容別表示およびその留意点は以下のとおりである。

##### 4.1. 保証予約および経営指導念書等の差入れ

対象となる債務の額につき、原則として、通常の債務保証に含めて記載する。債務保証に含まれている金額を内書によって記載する方法または債務保証と区分して記載する方法によることもできる<sup>36)</sup>。

この点にかんして「報告第2号」によれば、①保証予約額、②経営指導念書等の記載内容が債務保証または保証予約と実質的に同一であると解釈される場合の保証相当額の注記は、つぎのいずれかの方法によることと規定している<sup>37)</sup>。

- (1) 保証債務に①および②の金額を含めて記載する。
- (2) 保証債務に①および②の金額を含めて記載し、それぞれの金額を内書として記載する。
- (3) 保証債務、①、②の金額をそれぞれ別項目として記載する。

##### 4.2. 複数の保証人がいる場合の連帯保証

債務保証を保証先ごとに総額で表示することに加え、内書等で複数の保証人がいる連帯保証が含まれている旨および当該連帯保証額を付記することができる。保証人間の取決め等により、負担割合または負担額が明示され、かつ、他の連帯保証人の負担能力が十分であると判断されるときには、保証総額を注記したうえで、自己の負担割合または負担額を付記することができる。ただし、この場合であっても、商社または建設業等、特定の業種における保証形態の特異性により、保証総額と自己の負担額との間に著しい乖離があり、かつ、

保証総額を記載することが財務諸表提出会社の利害関係人の判断を誤らせるおそれがあると認められるときには、自己の負担額を記載し、その旨を付記することができる<sup>38)</sup>。

##### 4.3. 契約上自己の負担額が明示されている債務保証

原則として、保証先ごとに総額で表示する。債権者への対抗要件を備えた保証契約（共同保証等）で、自己の負担額が明示され、かつ、他の保証人の負担能力に関係なく自己の負担額が特定されている場合には、自己の負担額を記載することもできる<sup>39)</sup>。

##### 4.4. 根保証

根保証とは、継続的取引にかかる債務を保証するために設定した一定の限度額の範囲内で保証する契約のことであるが、これについては、原則として、開示対象となる事業年度末日現在の債務額または保証限度額のいずれか少ない金額を記載する。ただし、保証限度額によって記載することもできる<sup>40)</sup>。

##### 4.5. 再保証

###### (1) 自己の債務保証を他者が再保証している場合

原則として、再保証額を控除する前の自己の債務保証額を記載する。この場合、自己の債務保証を他者が再保証している旨、当該他者の氏名または名称および金額を付記することができる。ただし、当該再保証が、上記4.2.の「複数の保証人がいる場合の連帯保証」の但し書に示す状況と同様の状況にあると認められるときには、自己の負担額を記載し、この旨を付記することができる。なお、自己の債務保証契約がたんなる名義貸であって、法律的な観点から債権者および再保証先への対抗要件を十分に備えている等、その全額について実質的な負担が生じるおそれがない場合には、債務保証としての開示を省略することもできる<sup>41)</sup>。

###### (2) 他者による債務保証を自己が再保証している場合

原則として、自己の再保証額を記載する。この場合、他者による債務保証を自己が再保証してい

35) 「報告第61号」の3の(1)。

36) 「報告第61号」の3の(1)の①。

37) 「報告第2号」の第6項。

38) 「報告第61号」の3の(1)の②。

39) 「報告第61号」の3の(1)の③。

40) 「報告第61号」の3の(1)の④。

41) 「報告第61号」の3の(1)の⑤の1)。

の旨および当該他者の氏名または名称を付記することができる。ただし、再保証契約がたんなる名義貸であって、法律的な観点から債権者および再保証元への対抗要件を十分に備えている等、その全額について実質的な負担が生じるおそれがない場合には、債務保証としての開示を省略することもできる<sup>42)</sup>。

#### 4.6. 表示上のその他の留意事項

保証人が債務者から担保提供を受けている場合や、債務者が債権者に直接担保提供している場合であっても、総額で債務保証の金額を記載する。なお、その旨および当該担保資産の実質的価額を付記することができる<sup>43)</sup>。

債務保証等の注記にかんして、債務額の元本に加え遅延未払金利等も債務保証の対象となっている場合には、債務額に当該遅延未払金利等を加算して記載する<sup>44)</sup>。

### III. 「関係」における負債性の認識

以上においては、おもに「報告第61号」の規定を説明してきた。この第Ⅲ節では、これを受けて、保証主体と保証客体との「関係」に着目し、そこから一定の理論的結論を導出する。

#### 1. 保証主体と保証客体との「関係」

保証主体と保証客体との「関係」の考察が重要なのは、この「関係」の認識いかんによって債務保証および保証類似行為に対する理解が異なり、またそのためにその会計的位置づけも異なる可能性があるからである。こうした理論的前提からこの「関係」を図式化したものが図1である。

図1において、①の矢印は保証主体が金融機関に対しておこなう債務保証であり、②のそれは、保証客体が契約どおりに返済を実行しなかった場合に金融機関が保証主体に対しておこなう債務履行請求であり、③の矢印は、保証主体による金融機関に対する債務の履行——資金の代位返済——であり、そして④の矢印は、③の履行と同時に発生する、保証主体による保証客体に対する求償権である。もちろん、借入主体である保証客体が

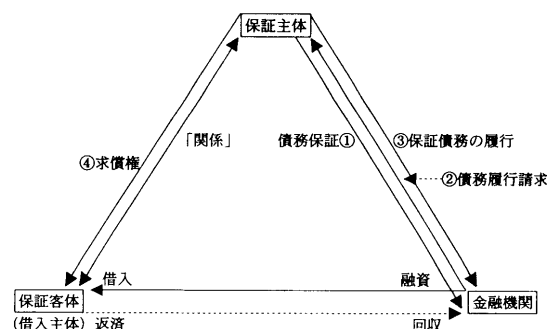


図1 債務保証または保証類似行為をめぐる「関係」

契約どおりに借入金を返済すれば、上記の②、③および④は生じない。また、③が生じた際には、保証客体は実質的に倒産に近い状態であることが多いので、④の求償権は法律上の権利としては存在するが、経済的実態としては価値がないことが多い。債務保証および保証類似行為において会計上問題となるのは、通常、保証主体側の会計処理および表示である。

債務保証または保証類似行為がなされるのは、表面上、上記の①ないし④という場面においてであるが、こうした一連の手続きが実行されるのは、その背後で、保証主体と保証客体との間に一定の「関係」が存在するからである。ここでは、こうした「関係」を会計的に考察する。

保証主体と保証客体との「関係」には、2つのものがあると考えられる。それは、親会社・子会社関係と購買者・販売者関係である。保証主体と保証客体との「関係」は、これら2つの「関係」に理論的に還元できると考えられる。このうちのいずれの関係であるかにより、上記①ないし④の会計的意味、そしてその評価が異なったものとなる可能性がある。

#### 2. 親会社・子会社という「関係」

ここで親会社・子会社関係という場合、親会社が保証主体であり、子会社が保証客体である。保証主体である親会社は、その定義から、保証客体である子会社の株式を保有している。保証客体である子会社は、その定義から、保証主体である親会社からの出資による資本金を有している。

こうした「関係」を前提とすると、そこにおける会計的含意はつぎのように要約される。保証主体である親会社が保証をおこなうのは、保有する子会社株式の時価下落防止のための措置といえ、

42) 「報告第61号」の3の(1)の⑤の2)。

43) 「報告第61号」の3の(2)。

44) 「報告第61号」の3の(2)。

また、保証客体である子会社が親会社からの出資を受け入れているのは、その定義から当然のことともいえるが、同時に、保証を受けるための「身替り」あるいはそのための「保険」としての側面もあろう。

子会社の財政状態あるいは経営成績が一定レベル以上にあれば、その株式の実質的な時価も一定レベル以上のものとなっていることが期待できる。このような理解をなすならば、親会社はその子会社の業務・営業が円滑に遂行されるために、この場合、おもにその資金調達面からの支援の一環として、子会社による金融機関からの借入れを保証する可能性がある。子会社が金融機関から借り入れることができなければ、それにかわる資金調達手段を検討する必要があるため、親会社によるこの保証は、実質的には、親会社による資金提供と類似した意味を有することになる。

もちろん、親会社がその子会社に対して出資することも可能であろうし、また直接的な貸付けという形式によることも可能であろう。しかし、これらの形式では、あまりに直接的すぎると考えられる場合にこうした保証が採用されると思われる。この場合、親会社はその保証にあたって、理論上、実質的に貸付けと類似の審査をなしている可能性がある。また、たとえそのような審査を実行していなくとも、本来、子会社の財政状態や経営成績について、その親会社は十分にまたはある程度は把握しているはずである。このように考えると、親会社がその子会社の借入れを保証する際には、そして子会社の財政状態等が一定程度以下に悪化している場合、会計上、親会社はこの保証にともなう引当経理をなす必要があろう。

別の考え方をすれば、こうした親会社側の会計処理——債務保証にともなう引当経理——は、会計的な実態からすると、実質的に、保有する子会社株式に対する時価評価と同義ともいえよう。なぜなら、保証主体である親会社は自己が保有する子会社株式の時価下落防止のために、子会社による借入れを保証していると考えられるからである。

比喩的な言い方をすると、親子関係とは、とくに部外者からすれば、常時「暗黙の保証」がなされている関係と理解されている可能性がある。このような理解があってはじめて、部外者は安心して取引をすることができるのである。

親子関係とは本来人的なものであるが、法人間においても類似の関係が形成されている可能性がある。もちろん、法人間における親子関係は、人間関係におけるそれにくらべて、ウエットではないはずである。しかしまた、法人間における親子関係においても、出資関係という「血のつながり」がある。逆にいえば、こうした「血のつながり」があるからこそ、本来ドライであるはずの法人間における親子関係がウエットになるともいえよう。このような傾向は、欧米の株式会社にくらべて、とくにわが国の株式会社間において頻繁に観察される現象である。その原因としては、おそらく文化的要因をあげることもできようが、本稿ではこの点についてこれ以上言及しない。

部外者——親子関係にないもの——からすると、法人間における親子関係は分離不能なものとして理解されている可能性がある。そのように理解したほうが、安心して取引関係に入ることができよう。さらに、そのように理解して取引したと主張することにより、その債権等がより保護されるという側面もある。人間関係における親子関係であろうと、法人間におけるそれであろうと、一般に、「世間」はこうした理解に基づいた行動をとっている可能性がある。また、こうした理解と行動によって、より安定的なシステムの構築・運用が可能になる。

### 3. 購買者・販売者という「関係」

ここでは、保証主体と保証客体との関係を購買者（つまり仕入先）と販売者（つまり得意先）とのそれとして理解する。こうした前提から、保証主体側、保証客体側双方で、それぞれ、売掛金と買掛金が生じる。概念的には、保証主体が購買する立場であり、また、保証客体が販売する立場である場合と、その逆の場合とがありえる。前者の場合、保証主体側に買掛金が生じ、保証客体側に売掛金が生じることになる。後者の場合はこれが逆となる。もちろん、現金取引しかおこなわないときには、買掛金と売掛金は生じないが、現実にはそれは稀であろう。

購買者と販売者との関係は固定的な場合と変動的な場合とがある。ここで固定的というのは、一方の当事者が購買者で他方が販売者という関係が原則的に変化しないケースであり、また、変動的

というのは、このような関係が頻繁に交替するケースである。さらに、特定の当事者間において、このような関係とその逆の関係とが同時に生じるケースについては、概念的に相殺され、その差額がいずれか一方にしか生じないことになる。このケースでは、相殺された結果として、一方の当事者には買掛金が生じ、他方の当事者には売掛金が生じることになる。

現実の商取引において、購買者と販売者との関係が変化する場合というのは稀であろう。多くの場合、購買者と販売者との関係は固定的と考えて差し支えあるまい。

購買者と販売者との関係が固定的な場合にも、保証主体が販売者であり、保証客体が購買者である場合——以下、これを「保証主体＝販売者」と記す——と、その逆に、保証主体が購買者であり、保証客体が販売者である場合——以下、これを「保証主体＝購買者」と記す——とがありえる。ここではこの2つの場合について考察する。

「保証主体＝販売者」においては、保証主体側に売掛金が生じ、保証客体側に買掛金が生じる。こうした状況において販売者が購買者に対して債務保証する理由については、つぎのような解釈が可能である。それは販売者が取引により生じた売掛金を無事回収するための一種の「債権保全措置」という解釈である。この解釈に立脚した場合、債務保証は購買者のキャッシュフローをめぐむ状況を改善させ、それにより売掛金の回収を円滑にすためのものとみなせる。また、保証主体である販売者からすると、このような保証が一種の「販売政策」として機能しているとも考えられる。こうした状況は、購買者からすると、得意先であるという立場が、実質的な資金調達上の「交渉材料」となることを意味する。

建設会社が工事発注者の銀行借入を保証するのは、まさにこの「保証主体＝販売者」のケースである。Iの2.1.で述べたような、債務保証が一種の「営業戦術」として用いられているのには、こうした背景がある。このような背景あるいは慣習が存在する状況においては、工事発注者である購買者は、当該プロジェクト等を材料にした資金調達上の「交渉」が可能となる。

これに対して「保証主体＝購買者」の場合、保証主体側に買掛金が生じ、保証客体側に売掛金が

生じる。この状況において購買者が販売者に対してなぜ債務保証をなすのかというと、つぎのように解釈できる。この状況は特殊であると考えられる。一般に、購買者は強い立場にあり、よって販売者の銀行借入を保証する必然性に乏しいと思われる。それにもかかわらず購買者による保証がなされるのは、ひとつには、おそらく保証主体が購入する商品・サービスが特殊なものであり、その安定的な確保のための措置としての意味合いが想定されよう。ある程度汎用性のある商品・サービスであれば、こうまでして仕入先を確保することはなかろう。

また、「保証主体＝購買者」の場合の解釈として、つぎのようなものも考えられる。やや強引ではあるが、それは、購買者が販売者に対して負う買掛金を「決済」するために、購買者が債務保証をおこなうという解釈である。この解釈では、販売者である企業の財政状態あるいはそのキャッシュフローの状況が劣悪であり、そのために、それを補足する目的で金融機関からの借入を購買者が支援するということが想定される。ここでは、購買者が負っている買掛金の「決済」——誤解を恐れずにいえば、一種の「担保」としての特性を有するかもしれない——が想定されているといえよう。こうした状況において、購買者が債務保証をすることは、為替手形が振り出されるのに類似した意味と効果がある。ここでは、購買者たる保証主体が「支払人」であり、販売者たる保証客体が「振出人」であり、そして、金融機関が「受取人」と考えられる。

いずれにしても、保証主体が誰になるかという問題は、多くの場合、購買者と販売者の「力関係」あるいは「交渉力」に依存する。この考え方では、「力関係」あるいは「交渉力」により、保証主体にならされるとみているのである。しかしまた、これとは逆に、保証主体となることによって、より上位の立場を維持または顕示しているとも考えられる。

一般的にいて、購買者・販売者関係における債務保証は、親会社・子会社関係におけるそれにくらべて、その負債性の明確な特定が可能であり、またその金額も限定的である——制度上、売掛金または買掛金の範囲内にかざられるはずである——と思われる。したがって、購買者・販売者関係

における債務保証では、親会社・子会社関係におけるそれにくらべて、引当経理の対象とされるべきケースが多いと考えられる——表1でいえば、少なくとも、損失金額の見積りが可能な場合が多いであろう——。こうした状況下において注記表示ですませるのは、引当経理の対象とするための客観性という点からしても不合理である。

#### 4. 負債評価における資源配分

会計システムにおける重要な機能のひとつに、経済資源の効率的配分がある。ここでは、このような観点からの債務保証の会計的意義について考察する。

従来、会計学における評価問題とは、一般に、資産に対する評価を意味し、負債に対するそれを意味することは少なかった。ところが、金融商品に対する時価評価にかんする議論を発端にして、負債に対する評価問題が議論されるようになった。すなわち、金融商品で調達した資金を金融商品で運用する場合、金融資産のみを時価評価して、その評価損益を計上しても、実態的には、金融負債のほうにも評価損益が生じているはずであり、理論上、金融資産の評価損益と金融負債のそれは実質的に相殺され、期間損益に対しては中立的となるはずであるからである<sup>45)</sup>。

本稿での考察対象である債務保証および保証類似行為については、少なくとも第一義的には、上記のような根拠から負債の適切な評価が議論されているわけではない。その根拠は単純に負債状況の適切な表示である。

先述したように、親会社・子会社関係において保証主体である親会社は、子会社が発行した株式を保有している。ここで子会社による金融機関からの借入れが順調にいかないと、子会社が発行した株式の時価が実質的に下落する可能性がある。こうした状況において、子会社株式時価の下落の防止のために債務保証をしていると解すれば、子会社株式に「対応」する債務保証を会計处理的に認識する必要があることになる。そこでの債務保証の認識は「時価評価的な発想」からなされるべ

きと考えられる。ここにおいて、保証主体である親会社は、引当経理をおこなう必然性があるといえる。こうした経理は、子会社株式とそれに関連する債務保証等について——したがって、資産側と負債側について——の時価評価（的）な処理である。

また、購買者・販売者関係においても、それが「保証主体＝販売者」の場合、保証主体には売掛金が生じており、また、「保証主体＝購買者」の場合、保証主体には買掛金が生じている。先述したように、「保証主体＝販売者」の場合は、債務保証には売掛金回収のための保全措置という側面があり、また、「保証主体＝購買者」の場合は、それには特殊な商品やサービスを入手するための手段という側面があった。そうすると、こうした便益を享受するための「代償」として、債務保証にかかる経費の一部を会計上債務保証損失引当金として認識することが合理的であろう。

ここにおいても、「時価評価的な発想」が存在・機能していると考えられる。しかし、親会社・子会社関係における債務保証は有価証券と資本金という資産と資本をめぐる問題であったのに対して、購買者・販売者関係においては、売掛金と買掛金という資産と負債をめぐる問題である。これが会計理論的な相違点である。

第II節で紹介・検討した「報告第61号」と「報告第2号」によれば、債務保証および保証類似行為については、原則的に注記表示される傾向にある。このような傾向は、なにもこのテーマにかぎらず多くの会計問題にみられる。仕訳等の会計処理を経ることなく、注記表示のみに依存することは、多くの会計的コストを費やすことがないという意味においても好都合である。会計処理を経ないので、期間損益等への影響がなく、そうした点においても多くの利害関係者にとって好都合である。

しかし、注記表示への安易で過度な依存は、仕訳等を通じた会計処理——期間損益をめぐる会計的判断——を放棄していることになる。このような放棄をどのようにとらえるかという問題がある。この問題は、期間損益そして配当可能利益を通じた資源配分機能との関係にかかる問題でもある。

もちろん、注記表示にもなんらかの資源配分機能はある。しかし、それは注記表示という情報提供による「間接的」な効果である。「間接的」な資源

45) こうした問題に関連する「時価評価のパラドックス」についてはつぎの文献を参照のこと。

岩村 充「金融負債の時価評価を巡って——理論的整理——」【COFRI ジャーナル】1997年3月、28-32頁。

配分が悪いわけではなく、各種の会計情報利用者が適切な情報分析を実行していれば、資源配分機能は合理的に発揮されると期待されよう。

ここで「間接的」とは、制度会計上の期間損益あるいは配当可能利益に直接的な影響をおよぼすわけではなく、そうした配当可能利益のうちどの程度を現実的に配当するかという段階において、その影響力をおよぼすという意味である。

こうした「間接的」な資源配分機能があるとはいえ、債務保証および保証類似行為については、その現実上の重要性およびその理論的な意義から、より「直接的」な資源配分機能に反映させるべきだと考える。こうした「直接的」な資源配分を達成するためには、たとえその客観性についていくらかの疑義が持たれようとも、可能なかぎり会計処理——ここでは債務保証損失引当金による経理処理——が肝要と考える。

Ⅲの3. で述べた「会計規定による誘導現象」が発生するのは、この「間接的」な資源配分機能が十分に機能していないからにほかならない。

#### Ⅳ. 債務保証等のための制度

債務保証等の会計学的な意義は以上で述べてきたとおりであるが、わが国においては、こうした債務保証等を経済的にバックアップするための制度が複数整備されている。この第Ⅳ節では、このような債務保証等のための制度の簡略な仕組みとその意義について検討する。

通常、こうした制度についての検討は「理論的でない」との理由から、学術的研究から排斥される傾向がある。しかしこれは誤まった認識である。会計学のような、制度との関係がきわめて密接な学問領域においては、その制度の仕組みや意義と問題点を考察することの必要性は高い。とくに債務保証等においては、近時の不況対策から以下のような公的機関が保証主体（あるいはそれに類似する機能を発揮する主体）となることが多い状況においてはなおさらである。会計学をはじめとする社会科学の理論的本質は、多くの場合、制度のなかに存在している。

これらの制度は、原則的に、おもに中小企業にその対象を限定したものである。その基本的発想は、わが国経済のなかにおいて中小企業は一般に「経済的弱者」として認識されており、また、個

別の経済規模は小さくとも、マクロ的にはきわめて重要な役割を担っているとの認識に立脚している。

#### 1. 信用保証協会による保証

以下で述べる4つの制度のなかでもっとも有名で、かつ経済的に重要なのが信用保証協会による信用保証である。

##### 1.1. 信用保証の仕組みと特徴

###### (1) 信用補完制度の仕組み

信用保証協会による保証制度は、中小企業に対する信用補完制度の一部として位置づけられる。その基本的枠組みは図2のとおりである。

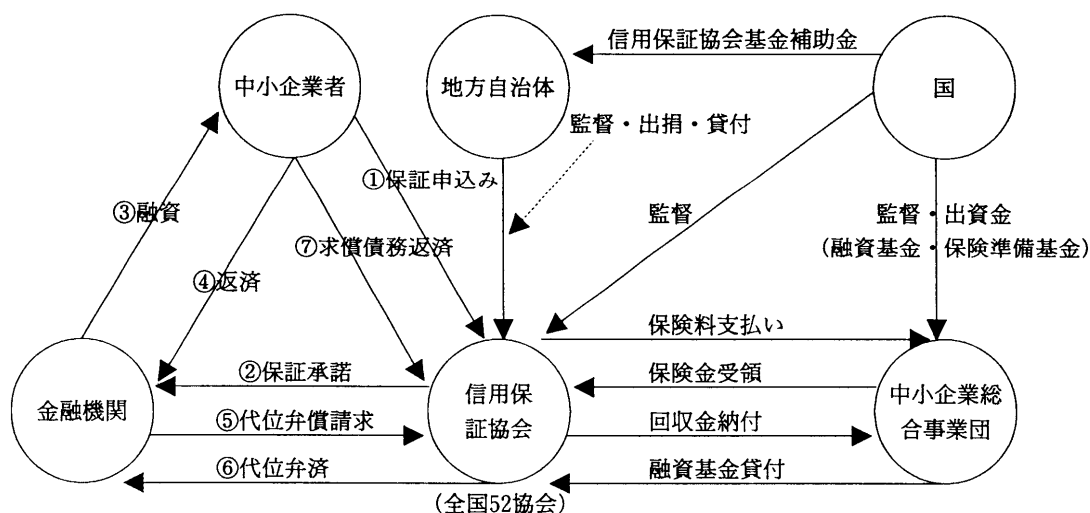
図2についての詳細な説明はしない。ここで問題となる基本的な流れは、図表中の①ないし⑦である。このうち⑤ないし⑦は事故の場合（中小企業者の返済不能）に生じるものである。

信用保証協会は、中小企業が金融機関から事業資金を借り入れるときに、公的な保証人となって資金の借入を円滑にするための組織である。中小企業者が借入金を返済できなくなったときには、信用保証協会がその中小企業者にかわって金融機関に代位弁済することになる。したがって、信用保証協会は、金融機関を救済するための組織でもある。

信用保証協会は、保証した案件について中小企業総合事業団に保険をかけ、代位弁済したときには、中小企業総合事業団からその一定割合を保険金として受け取ることになる。また、中小企業者から代位弁済金の返済を受けたときには、中小企業総合事業団から支払いを受けた割合に応じた金額を中小企業総合事業団に納付する。中小企業総合事業団は、信用保証協会との関係では、信用保険業務のほか信用保証に必要な資金を貸し付ける国の組織である。

###### (2) 信用保証協会による保証対象

信用保証協会によってその内容に若干の相違はみられるが、東京信用保証協会による保証対象（当該保証が利用できるための要件）はつぎのとおりである。その要件とは、①中小企業者の範囲（資本金または従業員数のいずれか一方が規定の要件を満たす会社・個人、事業共同組合等）にあること、②原則として、都内に住所（営業の本拠）を有し、引き続き1年以上同一の場所で同一事業を営んでいる者、③事業税または所得税を納付している者、そして④信用保証協会の保証対象業務



(出典) 京都信用保証協会のホームページ (<http://www.kyosinpo.or.jp/sikumi.htm>), 2001年1月6日現在。

図2 わが国信用補完制度における信用保証協会の位置づけ

を営む者である。ただし、金融機関の取引停止処分を受けている者、または信用保証協会に代位弁済してもらい、その債務が残っている者は利用できない<sup>46)</sup>。

### (3) 信用保証協会による保証内容

京都信用保証協会による保証内容は以下のとおりである<sup>47)</sup>。

- ① 保証限度額：個人と法人については2億5,000万円（無担保保証5,000万円を含む）、組合については4億5,000万円（無担保保証5,000万円を含む）。
- ② 資金使途：事業経営に必要な運転資金と設備資金。
- ③ 保証期間：運転資金については原則5年以内であり、設備資金については原則7年以内。
- ④ 連帯保証人：個人については1名以上、法人については2名以上（うち1名は代表者）、組合については理事全員。
- ⑤ 担保：必要に応じて担保提供が必要。担保物件は、原則として不動産および有価証券。信用保証協会に担保を差し入れる場合は、登録免許税が通常の四分の一になる。
- ⑥ 信用保証料：普通保証制度・無担保無保証人保証制度による信用保証料については、その協会保証残高に応じて、信用保証料率が年0.5

%から1.0%までの間で決められている。その他の主要な保証制度による信用保証料については、その制度あるいは担保の有無によって、年0.7%から0.9%までの間で決められている。信用保証料は、信用保証委託の対価として支払う必要のある信用保証協会独自のものであり、金利、手数料などは性格の異なるものという。この信用保証料以外には、調査料、相談料、用紙代などは一切不要。

### 1.2. 信用保証協会による保証の意義と問題点

信用保証協会による保証の役割は中小企業の資金借入れの円滑化である。一般にいわれるがごとく、わが国中小企業に資金調達の途が限定されている状況下においては、この制度の経済的・経営的役割は大きい。この制度は公的機関による債務保証である。

このような信用補完制度における信用保証協会について重要なのは、複雑な仕組みをとりながらも、信用保証協会に損失を生じた場合には、最終的には、国または地方自治体の負担となるという点である。したがって、信用保証協会の損失は、究極的には、納税者の負担に帰するものである。

46) 東京都労働経済局のホームページ (<http://www.sangyoro.metro.tokyo.jp/money/seido.htm>, 2001年1月8日現在) を参照。

47) 京都信用保証協会のホームページ (<http://www.kyosinpo.or.jp/riyoho.htm>, 2001年1月6日現在) を参照。東京信用保証協会による保証内容はかなり複雑なので、ここでは京都信用保証協会のものを紹介しておく。東京信用保証協会のものについてはさきの東京都労働経済局のホームページ（注46）を参照のこと。

ここ数年来問題となっている金融機関の貸し渋りのために、信用保証協会による保証が多用される傾向にある。このために、本来あるいは従来、金融機関が担ってきた企業の信用リスクの多くが猛烈な勢いで信用保証協会に集中している。信用保証協会によるいわば公的な保証により、金融機関による審査が経済合理性の点で不適切なものとなる可能性がある。また、信用保証協会による審査にしても、どこまで合理的なものであるかについては疑問がある。近時問題となるように、信用保証協会への政治家の関与が審査における経済合理性をさらにスポイルしている可能性もある。

中小企業総合事業団のような組織、そして国や地方自治体が信用保証協会と深い関係を持つことに起因する問題がある。こうした組織が予算制度に基づく執行システムを採用していることから、的確で合理的な審査よりも、たんに予算消化を念頭に置いた執行がなされるおそれがある。先述した政治家の関与にも、こうした制度的背景あるいは欠陥にその原因の一部があると考えられる。

図2からも明らかなように、信用保証協会のシステムにおいては、中小企業総合事業団や国・地方自治体が深く関与している。そして信用保証協会による保証は、究極的には、中小企業総合事業団等がひろい意味での「再保証」・「再保険」をおこなっているのである<sup>48)</sup>。

本稿では、債務保証をおこなった主体の負債的状況についての会計的認識がそのテーマである。そうした観点からすると、信用保証協会はもちろんのこと、中小企業総合事業団等による実質的な債務保証はどのように認識・開示されているのかという問題がある。

信用保証協会等の公的機関における広義の「債務保証」の経済的実態が会計的に的確に認識されていないという問題は、より大きな問題に発展す

48) 形式的には、信用保証協会と中小企業総合事業団とは保険を通じた関係であり、中小企業総合事業団と国とは監督・出資という関係で結ばれており、また、信用保証協会と地方自治体とは監督・出捐・貸付けという関係で結ばれている。したがって、これら組織は形式上分離された存在である。

49) 以下この2.1.における制度の紹介にかんしては、東日本建設業保証株式会社のホームページ(<http://www.ejcs.co.jp/maebarai.html>)を参照した。2001年1月10日現在。

る可能性がある。たとえば、監督、出捐、貸付けあるいは補助金という形態でそのリスクを形式上は遮断しているとはいえ、その政治的な責任から、信用保証協会や中小企業総合事業団の破綻（または破綻的状态）に対して公的資金が投入されることは十分想定される。さらにいえば、こうした「債務保証」をめぐる会計的状況が明示されていないから、政治家による介入が生じるともいえよう。

## 2. 前払金保証と契約保証

### 2.1. 前払金保証と契約保証の仕組みと特徴<sup>49)</sup>

#### (1) 建設業における前払金保証等の内容

公共工事の資金は税金などの公的資金であるので、その確実な保証が必要とされることから、公共工事の前払金保証事業に関する法律が制定され、東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社、北海道建設業保証株式会社の保証事業会社が登録を受け、前払金保証事業をおこなっている。この前払金保証事業は、公共工事を受注した建設会社が債務不履行に陥った場合に、その発注者が支出した前払金が損失とならないように保証するためのものである。

また、発注者が建設会社と請負契約を締結するときに、従来の工事完成保証人にかわるものとして金銭的履行保証を求められることがある。保証事業会社の「契約保証」はこの金銭的履行保証のひとつに位置づけられ、万一建設会社が債務不履行に陥った場合にも、発注者の再発注にともなう経済的損失を補償するものである。

前払金保証および契約保証の対象となる工事は、一般的にいわれている公共工事よりも範囲がひろいものであり、諸機関<sup>50)</sup>が発注する工事および設

50) 前払金保証および契約保証の保証対象となる工事の発注者はつぎの機関にかざられる。

(1) 国土交通省、農林水産省などの各省庁のほか、日本道路公団、住宅・都市整備公団、日本下水道公団などの国およびその関係機関

(2) 都道府県、市区町村のほか、住宅供給公社、土地開発公社、道路公社などの地方自治体およびその関係機関  
(3) 社会福祉法人、医療法人、商工会、東京湾横断道路株式会社などの国または地方自治体から補助金、出資などを受けている各種団体・公益法人等

(4) 共済組合、健康保険組合、土地改良区、土地区画整理組合、市街地再開発組合、森林組合、農業・漁業共同組合、電源開発・放送・ガス事業などの重要民間産業機関などのその他の機関

東日本建設業保証株式会社のホームページ(<http://www.ejcs.co.jp/maebarai.html>)を参照。2001年1月10日現在。



計、調査、機械類の製造ならびに測量である。

## (2) 前払金保証の契約手続き

前払金保証の契約手続きは通常つぎのようなプロセスを経ておこなわれる。

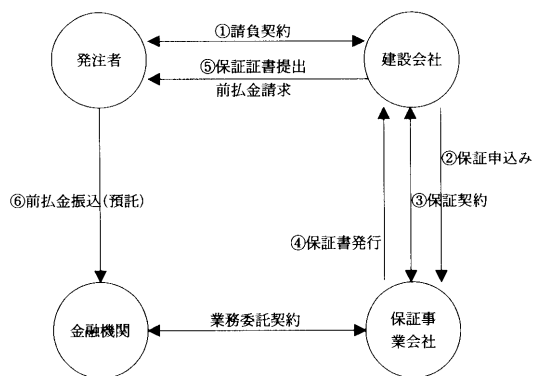


図3 前払金保証の契約手続き

- ① 請負契約：発注者と建設会社との間で請負契約が締結される。
  - ② 保証申込み：建設会社が保証事業会社に前払金保証の申込みをおこなう。
  - ③ 保証契約：建設会社と保証事業会社との間で保証契約が締結される<sup>51)</sup>。
  - ④ 保証証書発行：保証事業会社が保証証書を発行する。
  - ⑤ 保証証書提出：建設会社は発注者に保証証書を提出し、前払金を請求する。
  - ⑥ 前払金振込み（預託）：発注者は金融機関（保証事業会社と業務委託契約を締結した金融機関のなかから建設会社が指名する）の前払金専用別口普通預金口座に前払金を振り込む。
- (3) 前払金保証の使途管理等

発注者から金融機関に振り込まれた前払金は通常つぎのようなプロセスで使途管理される。

- ① 必要書類提出：保証申込み時に、建設会社は前払金使途内訳明細書などの必要書類を保証事業会社に提出する。
- ② 必要書類送付：保証事業会社は提出された書類をチェックし、前払金使途内訳明細書などの必要書類を金融機関に送付する。
- ③ 払出請求：建設会社が前払金を利用する際は、

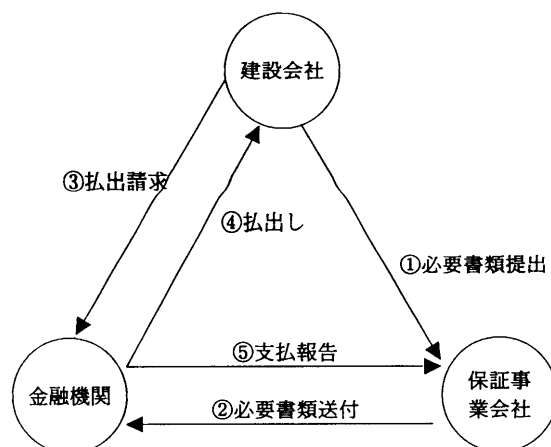


図4 前払金の使途管理

当該工事の費用にかんする請求書などの必要書類を金融機関に提出し、払出しの請求をおこなう。

- ④ 払出し：金融機関は前払金預託取扱要領に基づき払出しをおこなう。
- ⑤ 支出報告：金融機関は保証事業会社に対し払出しの報告をおこなう。

建設会社の責により工事が不履行となり、当該工事の出来高が発注者の既払額に満たない場合、保証事業会社は、保証証書記載の保証金額を限度として、発注者または工事完成保証人に弁済する。このうち発注者への弁済については、請負契約が解除された場合、保証事業会社は既払額と出来高の差額を「保証金」として発注者に支払う。工事完成保証人への弁済については、発注者が工事完成保証人に履行請求した場合、保証事業会社は当該工事が完成したときに保証金相当額を「支払金」として工事完成保証人に支払う。

## 2.2. 前払金保証・契約保証の意義と問題点

### (1) 前払金保証・契約保証の会計的問題点

IVの2.1.(1)で述べたように、この前払金保証は、公共工事を受注した建設会社が債務不履行となった際に、工事発注者が支出した前払金が損失とならないための制度である。工事発注者が公共的特色を有する組織であり、そのためにこの前払金もその大半が税金であることから、それらが損失となることを回避することは経済社会的に必要な措置であろう。

この保証制度において特徴的な点は、工事発注者の損失を回避するためのコストである保険料を受注者たる建設会社が負担していることである。

51) 建設会社は保証事業会社に保証料を支払う。たとえば、保証金額が5,000万円を超える場合の保証料率は100分の0.40である（百円未満切捨て）。

この点をどのように理解すべきであろうか。第1に、前払金保証制度に加入することは公共工事獲得のための前提条件となっており、受注者たる建設会社からすれば、保証事業会社への保証料支払い、公共工事への「参加料」として認識されているのかもしれない。誤解をおそれずにいえば、一種の「必要経費」と考えているのかもしれない。

第2の理解は、このような「参加料」たる保険料を負担したとしても、建設会社にとって公共工事の受注はそれだけ「うまみ」のある仕事かもしれないというものである。こうした「うまみ」には、公共工事の受注が建設業界におけるステータスとして認識されるという、直接的には非金銭的である側面と、公共工事の施工は他の工事にくらべてその利益率が高いという、直接的に金銭にかかる側面とがあるかもしれない。しかしここで非金銭的側面といっても、こうした建設業界内におけるステータスに起因して金銭的な見返りを享受できる可能性があり、その意味では、間接的には金銭的なものである。

## (2) 適格審査と建設業情報管理センター

財団法人建設業情報管理センターという組織が1987年（昭和62年）4月に設立された。この組織は、国土交通大臣または各都道府県知事の許可を受けて営業する56万におよぶわが国の建設業者の実態を正確に把握し、建設行政の推進に的確に反映していくために、建設業にかんする情報の収集、処理、加工および提供等をおこなうために設立され、国土交通省ならびに各都道府県事務当局の指導のもとに、建設業にかんする許可情報と経営事項審査のデータベースを整備蓄積している。出捐団体は、47都道府県と、東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社、北海道建設業保証株式会社である<sup>52)</sup>。

この建設業情報管理センターの業務内容のうち、ここでとくに問題となるのは経営事項審査制度である。この制度はつぎのような背景および必要性から制度化されているという。適正な公共工事の施工を確保するには、工事の規模およびそれに必要な技術水準等に見合う能力のあ

る建設業者に工事を発注する必要がある。このため、公共工事発注機関は入札の参加に必要な資格および条件を定め、入札に参加しようとする建設業者がその資格や条件を有するかどうかについて審査する<sup>53)</sup>。

これら審査事項のうち、経営にかんする事項の審査は、国土交通大臣が定めた審査項目と審査基準によって統一的に審査される。この審査項目とは、①経営規模、②経営状況、③技術力および④社会性等のその他である。これが建設業法でいう経営事項審査制度である。このうち、②の経営状況の審査（経営状況分析）は、建設業法に基づき、各行政庁から委任を受けた建設業情報管理センターがおこない、その結果を行政庁に通知する仕組みになっている<sup>54)</sup>。

公共工事における前払金保証制度との関連でいうと、この制度の恩恵に与ろうとすれば、建設業情報管理センターによる経営状況審査を受けておく必要があるが、この審査の客観性あるいは信頼性に疑問が持たれる。形式上は、東日本建設業保証株式会社等の保証事業会社とは切り離された第三者機関ではあるが、そこには密接な関係がある。保証事業会社は出捐団体として建設業情報管理センターに関与しているし、また、その出捐団体等から選出された理事や評議員は多数の官僚OBによって構成されており、こうしたネットワークを通じた、あるいはその影響を受けた審査がなされているのではないかという疑念がある<sup>55)</sup>。

こうした疑念に関連して問題なのはつぎの3点である。その第1は、前払金保証に関係する諸機関が当該保証にかかる適切な情報開示をなしていない点である。第2の問題は、関係機関のうちとくに発注者と保証事業会社および建設業情報管理センターに対する監査体制が不備・不十分な点である。そして第3の問題は、これら機関の密接な関係あるいはそれに起因する「信頼感」のために、

53) 同上ホームページを参照。

54) 同上ホームページを参照。

55) これら3社の建設業保証会社と建設業情報管理センターとの関係（癒着）をめぐる問題については、たとえば、「サンデープロジェクト」（テレビ朝日・朝日放送、2000年12月24日放送）により報道・紹介されている。こうした関係が生じる原因のひとつに人的なネットワークの存在があると思われるが、この問題については本稿のむすびを参照のこと。

52) 財団法人建設業情報管理センターのホームページ（<http://www.ciic.or.jp/hajime.html>）を参照。2001年1月10日現在。

建設会社に対する金融機関の融資審査が少なくとも従来は不十分であった点である。これら3点において重要なのは、前払金保証をめぐる関係機関の情報開示不備という会計問題が発注者や保証事業会社等による審査不足という経済問題を誘発した点である。

### 3. 取引信用保険による保証

#### 3.1. 取引信用保険の仕組みと特徴

##### (1) 取引信用保険の仕組み

取引信用保険とは、商品の継続的な売買契約にかんして、買主の代金支払債務の不履行により、売主が被る損害に対して保険金が支払われる「保険」である。こうした取引信用保険の仕組みを図示すると図5のようになる。

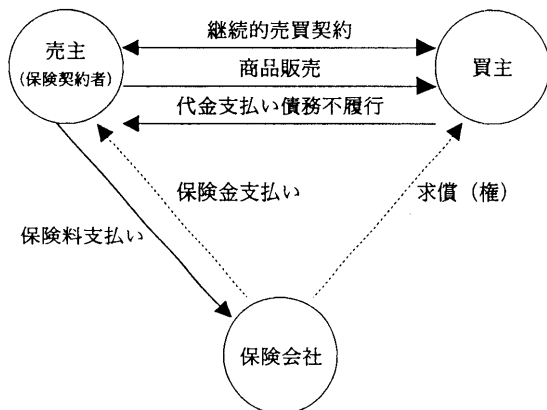


図5 取引信用保険の仕組み

取引信用保険において肝要なことは、これが継続的売買契約による商品販売に限定されている点である。したがって、この場合、保険契約者たる売主には、会計上、売掛金が生じているはずであり、買主には買掛金が生じているはずである。つまり、この保険はIIIの3. で検討した購買者・販売者関係を前提にしたものである。

この仕組みから明らかなように、取引信用保険は売主の売掛金回収にかかる損失を「補填」

するための「保険」であり、よって厳格には債務保証とはいえないものかもしれない。しかもたとえこれを保証ととらえたとしても、その保証主体は保険会社であり、保証客体は買主であり、売主は保険契約者である。しかし、この保険の利用は、経済実態的には、売主が保険会社に対して保険料を支払い、その保証主体としての立場を保険会社に委託しているとみれば、これも債務保証の一種といえよう。

新聞報道によると、ドイツの保険最大手のアリアンツはわが国総合商社の丸紅と提携し、日本において、電子商取引などで生じる売掛金の貸倒れを保証する「取引信用保険」を販売するという。不特定多数の企業が参加する電子商取引の普及をにらみ、リスクを回避したい企業の需要を取り込む意向といわれる。アリアンツは、信用保険事業をわが国で展開するうえで不可欠な日本企業に対する審査能力は、銀行や保険会社よりも、仲介取引で実績がある商社のほうが優れていると判断したと考えられる<sup>56)</sup>。

##### (2) 取引信用保険の保険金が支払われる場合

取引信用保険の保険金が支払われる場合<sup>57)</sup>は、つぎの2つの要件を同時に満たしたときにかぎられる<sup>58)</sup>。

第1の要件は「買主が契約上定められた買上代金の支払日から起算して『一定期間』を経過しても当該債務を履行しない場合で、かつ当該債務につき履行の見込みがないと保険会社は判断したとき」である。この『一定期間』は保険会社との事前の協定によって決定される。

第2の要件は「買主がつぎのいずれかに該当する場合で、かつ代金支払い債務を履行しないとき」である。それは、①買主より破産、和議の開始、会社更生手続の開始、会社整理の開始もしくは特別清算の開始の申立があったとき、②買主が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき、③買主の財産につき強制換価手続が開始

56) 『日本経済新聞』2000年11月15日。

57) この保険により支払われる保険金は、つぎの算式により計算された金額となる。ただし、保険金支払限度額は、保険会社と買主があらかじめ協定した金額を限度とする。  

$$\text{保険金支払額} = (\text{保険事故発生時の未回収債権額} + \text{保険事故発生までの延滞利息額} - \text{買主に対する売主の債務額} - \text{売主が回収した金額} (\ast 1)) \times \text{縮小率} (\ast 2)$$

(※1) 保険契約者である売主が担保権行使等に要した金額は控除する。

(※2) 縮小率は、 $(1 - \text{売主の祖利益率})$ を参考にし、あらかじめ保険会社と協定する。

<http://www.worldins.co.jp/torihiki1.html>, 2001年1月6日現在。

58) 同上ホームページ。

されたとき、仮差押命令が発せられたとき、または保全差押としての通知が発せられたとき、④買主の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をしたとき、または財産の分離の請求がなされたとき、そして⑤買主がその財産につき管理人を置かないままその住所または居所を去った後1ヶ年間を経過しても当該買主の生存が確かめられないときである。

保険会社が保険契約者たる売主に保険金を支払った場合、売主が買主に対して有する債権は保険会社が譲り受け、保険会社が買主に対して求償することになる。

### 3.2. 取引信用保険の意義と問題点

#### (1) 取引信用保険の経営的意義

取引信用保険の取扱い業者によると、当該保険利用によるメリットはつぎの4点である<sup>59)</sup>。

##### ① 貸倒損失の早期回収と回収業務のアウトソーシング

貸倒れが発生した場合、その回収に多大な手間と時間が必要となり、当面の資金繰りに支障をきたすことになるが、この保険により、确实・早期にこうした支障を回避し、資金繰りの安定化が図れる。また、保険会社の全国事故処理網や提携弁護士が権利移転を受けて、その回収業務にあたるために、そのためのコストが不要となる。

##### ② 与信管理の充実・向上

経済環境が激変する状況において、取引先の信用状況を常時的確に把握することはきわめて困難であり、保険会社の持つ企業データベース、過去の倒産データ分析に基づく企業観察による企業信用警告システムを利用しての与信管理のレベルアップが図れる。

##### ③ 信用リスクのコスト化と決算の平準化

測定困難な貸倒損失を一定額の保険料負担（損金処理）に変えることにより、その経費化が図れる。大口取引先の倒産等の巨額損失発生の場合、決算に大きな影響がおよぶことを軽減できる。

##### ④ 対外的な信用力の向上

この保険で営業債権が保全され、金融機関、株主、仕入先等に対する信用力が向上する。

#### (2) 取引信用保険の会計的問題点

上記の経営的意義のうちとくに肝要なのは、与

信管理のアウトソーシングとレベルアップ、そしてそれによる対外的な信用力の向上であろう。これらに関連する会計的問題点は、①信用リスクの保険料として費用化（損金化）、②債権管理・回収にかかるコストの削減、そして③利益平準化への貢献の3点である。

これらの問題点のうち、ここではとくに①と②を検討する。①の信用リスクの保険料として費用化とは、会計的には、信用リスクを含んだ売掛金を評価していることであり、実質的に時価評価と同一の意義を有していると考えられる。こうした観点からすると、費用認識という点では引当経理が不要となる可能性がある。すなわち、保険料という費用がすでに認識されているから、引当経理する必要性がなくなる可能性がある。

しかしここで時価評価というのは、費用の認識という点でのことであり、貸借対照表における計上資産の適正表示という点からは問題が残る。貸借対照表における計上額は売掛金の額面ではなく、認識された費用分をなんらかの手段で控除した金額であるべきであろう。

以上のような考え方からすると、ここでの保険料は、会計的には、売掛金に対する貸倒引当金繰入と同様な特性を有することになる。そして、この売掛金に対する保険料算定——一種の評価——は保険会社という部外者によってなされているのである。取引信用保険の契約時に保険料・保険条件等についての交渉がなされている。そこでは、保険会社と保険契約者である売主との取引・交渉によって保険料算定（実質的な時価評価）が実施されているので、経済的により合理的で会計的により客観的な評価がなされている可能性がある。こうした意味において、取引信用保険の利用には信用リスク評価の部分的なアウトソーシングという意義があると考えられる。この関連からすると、注57)で述べた縮小率（同注の※2)を参照）も問題となるが、これについての検討は割愛する。

②の債権管理・回収にかかるコストの削減は、貸倒損失の早期回収や回収業務のアウトソーシングによって達成されたものであるが、理論的には、ここでのコスト削減分がさきの保険料に転嫁していると考えられる。概念上は、こうしたコストの削減分は保険料と等しいはずであるが、もし等しくないとすれば、その差額は保険料算定上の見誤

59) 同上ホームページ。

りである可能性がある。

#### 4. 中小企業倒産防止共済制度

##### 4.1. 中小企業倒産防止共済制度の仕組みと特徴<sup>60)</sup>

###### (1) 中小企業倒産防止共済制度の基本的な特徴

中小企業倒産防止共済制度は、中小企業倒産防止法に基づいて政府が全額出資している中小企業総合事業団が運営している。この共済制度の契約者は、取引先が倒産した場合には、納付掛け金の10倍の範囲内（最高3,200万円）で被害額相当の「貸付け」を受けることができる。

共済金の貸付けは、無担保、無保証人、無利子で受けられる。ただし、貸付金の十分の一に相当する金額は、掛け金総額から控除される。償還期間は5年（据置期間6ヶ月）であり、貸付元金については毎月均等償還である。

掛け金は税法上、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入できる。

###### (2) 中小企業倒産防止共済制度の加入条件

この共済制度に加入できるのは、引き続き1年以上事業をおこなっている中小企業者であって、個人の事業者または会社で一定範囲の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかを満たす者、企業組合・協同組合、事業協同組合・商工組合等で共同生産・共同販売等の共同事業をおこなっている組合などである。ただし、こうした条件を満たした場合であっても、取引先事業者に対する売掛金債権等が生じないのが一般的である業種（一般消費者を取引先とする事業者、金融業者および不動産賃貸業者など）については、通常、当該制度による貸付けの対象にはならない。

###### (3) 中小企業倒産防止共済制度における掛け金

掛け金は、月額5,000円ないし80,000円の範囲内（5,000円さきみ）において決定され、掛け金総額が320万円になるまで積み立てることができる。掛け金総額が掛け金月額の40倍以上に達しているときに掛け止めすることができる。

###### (4) 中小企業倒産防止共済制度における共済金の貸付け

加入後6ヶ月以上経過して、取引先業者が倒産し（倒産は法的倒産にかぎられ、夜逃げ・内整理等は含まない）、これにともない売掛金債権等（売掛金債権、前渡金返還請求権）について回収困難となった場合、倒産日から6ヶ月以内に貸付け請求することによって共済金の貸付けが受けられる。共済金の貸付額は、回収困難となった売掛金債権等の額と掛け金総額（前納掛け金は除く）の10倍に相当する額のいずれか少ない額の範囲内で契約者が請求した額になる。

共済金の貸付けを受ける事態が生じていなくとも、解約手付金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付けが受けられる一時貸付金制度もある。

###### 4.2. 中小企業倒産防止共済制度の意義と問題点

IVの4.1.で説明したように、中小企業倒産防止共済制度は、倒産にともなう売掛金債権等についての回収困難に対する「貸付け」であって、厳格には債務保証にあたるものではない。しかしその仕組みからすると、この共済制度による貸付けを倒産防止に関連づけた事後的な債務保証と認識することも可能であろう。

この共済制度における共済金の貸付けは、表面上は貸付けという形式をとっているとはいえ、事前に掛け金を納付していることが必要であり、また貸付け額が掛け金総額に制約される点などからして、中小企業者が集団で債権未回収を救済するための措置として理解できる。このような仕組みは、経済実態的には、中小企業者の取引先が負う買掛金の未決済にかかるものであるという意味において、広義の「債務保証」またはそれと類似の機能を果たしているといえる。

会計的には、一種の保証主体である中小企業総合事業団の「債務保証」をめぐる状況が問題となるが、その原資が中小企業者の掛け金で運営されている点から、それが適正に管理されているのであれば、基本的に問題はないはずである。

#### むすび —保証をめぐるネットワーク—

建設業以外の業種においても債務保証等はみられるものであるが、しかし近時問題となる債務保証等はおもに建設業において生じている。これは偶然ではない。これはわが国におけるこの業界の

60) IVの4.1.における制度紹介はつぎのホームページによる。  
<http://village.infoweb.ne.jp/~fvfgf1310/tousann.html>,  
2001年1月6日現在。

特性に起因する。それは業界内における強固なネットワークの形成である。このネットワークは本質的に人的なものである。人的なネットワークが形成・機能することによって、その内部者になんらかの便益がもたらされるのである。

建設業界におけるこうしたネットワークは、良好に機能すれば効率的であろうが、悪くすると「身内」による排他的な支配・運営に偏りがちになる。このようなネットワークは「阿吽」の呼吸による契約や取引の温床になり、それ自体が「身内」に対しては温情主義的傾向を示すことが多く、さらにこれらの特性や傾向が癒着や汚職の構造的な原因を形成する可能性がある。こうした特性や傾向は、なにも建設業界にかぎらず、わが国における経済・社会制度に内在しているが、そのなかでもとくに建設業界においてはこれらが先鋭的に存在する傾向にある。諸外国からのわが国に対する非難の多くは、こうした制度的・文化的な要因に対するものである。

たんに建設会社にかぎらず、国や地方自治体等の組織をも含む、広義の「建設業界」には、強固なネットワークが形成されている。その原因・背景には多様なものが想定されようが、ここではつぎの2点について検討する——これら2点は密接な関連性を有する——。

その第1点は、建設業界における専門家を輩出するわが国大学工学部（建築学科や土木学科）・大学院工学系研究科（建築学専攻や土木学専攻）の組織編成上の問題に起因する。これらの学科・専攻は、組織編成上、いわゆる「小講座制」を採用している。この制度のもとでは、その講座の主任教授の権限はじつに強大なものとなり、講座内における予算と人事を支配している。このためもあり、学部卒業生や大学院修士の就職についても、講座単位または研究室単位での斡旋あるいは紹介となることが多い。

こうした事情から、同一の講座または研究室に所属していた学生は強い一体感で結ばれている傾向にある。たとえ異なる会社や役所に属しようとも、そこには強力なネットワークが形成されているのである。もちろん、このようなネットワークが一般的に悪いのではない。どのような組織においても、なんらかのネットワークは機能しているであろうし、大学学部学科等の単位でこうしたネッ

トワークが形成されるのも自然なことであろうし、そのような有益なネットワークに加入することを目的にした進学もあるかもしれない。

このようなネットワークのメリットを認識しつつも、それが極端に機能する事態には警戒する必要がある。その場合とは、こうしたネットワークが非常に「排他性」を発揮するケースであり、またそれに関連して「インサイダー情報」を独占するケースである。「排他性」の発揮と「インサイダー情報」の独占が生じると、建設工事あるいは公共工事における汚職がもたらされると考えられる。

第IV節で検討した債務保証等のための制度が多数形成されたのも、このようなネットワークにその本質的な原因があり、さらにいえば、これら諸制度それ自体がこのネットワークの一部なのである。換言すれば、債務保証等のための制度は、こうしたネットワークを有効に機能させるためのシステムである。

建設工事等における債務保証等がなされる背景のひとつには、このネットワークがもたらす「排他性」と「インサイダー情報」が存在すると思われる。債務保証等がわかりにくい、あるいは外部からみえにくいのは、こうした意味において当然なことである。

「建設業界」においてネットワークが形成されている第2の背景は、会社における技術者そして官公庁における技官の人事上の処遇にかかる問題である。これらの建設・土木の専門職は、さきの「小講座制」をとる大学や大学院から輩出される。そのために強固なネットワークが形成される。こうした背景から、これら専門職内部における仕事や人事が「聖域化」する現象が生じる。

会社においても官公庁（具体的には、中央省庁では、国土交通省や農林水産省等）においても、通常、技術者や技官などの専門職が関与する仕事については、門外漢にとっては技術的に理解困難なことが多く、したがって、これらについての専門的知識を有さない経営者や管理者がそうした技術的問題に関与することは少ない。このために、専門職の人事についても、それが「聖域化」する可能性がある。

技術者や技官などの専門職には、その専門性が故の優越感があると同時に、被害者意識あるいは疎外感があると思われる。この被害者意識や疎外

感は、通常、会社や官公庁の組織においてはこれら専門職が人事面において優遇されていないという意識にその原因がある。またこの優越感は、下手をすれば「専門性に起因する排他性」に結びつくものである。建設会社における経営者や管理者、そして官公庁における次官や部課長に専門職が登用される数も割合も、一般に少ない傾向にあるといわれる。

こうした人事面での実態の検証は困難であるが、専門職の多くは人事上不公平にあつかわれているという不満を有している可能性が高い。そこで「被害者の団結」が生じ、「専門性に起因する排他性」と結びつき、より強靱なネットワークが形成されると考えられる。

債務保証や保証類似行為それ自体は経済的な行為であり、またその処理や開示は会計的な問題であるが、その背後で債務保証等を支配しているのは「建設業界」におけるネットワークを形成する人々である。こうした経済行動の会計上の処理や開示を本質的に理解するためには、その背後にあるこうしたネットワークの理解が必要不可欠と考えられる。

(本稿は、平成12年度文部省科学研究費補助金(基盤研究(C・2))および地域経済研究推進協議会2000年度研究助成金による研究成果の一部である)